

議案第2号

飯能市地区行政センター条例の一部を改正する条例（案）

飯能市地区行政センター条例（平成24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「飯能市富士見地区行政センター及び」を削り、同号ア中「こと」の次に「（飯能市富士見地区行政センターを除く。）」を加える。

第6条第1号ア中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前9時から午後4時30分まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月27日提出

飯能市長 新井重治

飯能市地区行政センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(業務等)</p> <p>第4条 地区行政センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 行政サービス業務（分館を除く。）</p> <p>ア 各種届出、申請等の受付、証明書の交付等の窓口業務に関すること（<u>飯能市富士見地区行政センターを除く。</u>）。</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(業務時間等)</p> <p>第6条 地区行政センターの業務時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 行政サービス業務</p> <p>ア 業務時間 <u>午前9時から午後4時30分まで</u></p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(業務等)</p> <p>第4条 地区行政センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 行政サービス業務（<u>飯能市富士見地区行政センター及び分館を除く。</u>）</p> <p>ア 各種届出、申請等の受付、証明書の交付等の窓口業務に関すること。</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(業務時間等)</p> <p>第6条 地区行政センターの業務時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 行政サービス業務</p> <p>ア 業務時間 <u>午前8時30分から午後5時15分まで</u></p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 省略</p>